

「御所野縄文公園GWイベント企画運営業務」
プロポーザル実施要領

令和7年2月

一戸町教育委員会世界遺産課

1. 業務内容

世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つである御所野遺跡の認知度の向上と、民間活力を導入した御所野縄文公園の魅力と賑わいの創出を目的として実施するイベントの企画・設営・運営・広報をはじめ、発注者や関係団体等との連絡調整や必要な手続きなど、効果的かつ効率的なイベント企画運営に係る業務一式とする。

2. 委託業務概要

(1) 業務名

御所野縄文公園GWイベント企画運営業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「御所野縄文公園GWイベント開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期限

契約締結の日から令和7年5月30日までの期間

(4) 見積限度額

2,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む。）

3. 委託者選定方法

企画提案書及びプレゼンテーションによるプロポーザル方式

4. 応募資格条件

- (1) 岩手県内に本社、支社、支店又は営業所等が所在する企業・団体等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体でないこと。
- (3) 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 企画提案書等の提出期限の日から契約締結までの期間に、一戸町から委託業務等の指名停止を受けていないこと。
- (7) 過去5年間に、企画提案者（配置予定者（本業務に従事させる予定の従業者をいう。以下同じ。）を含む。）が、国・地方公共団体等が発注した同様の業務を受注した実績のある者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

5. 参加届出書類の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、参加届出書類を提出期日までに持参又は郵送により提出すること。

(1) 参加届出書類

- ① 参加届出書（様式1）
- ② 会社概要及び過去5年間における類似事業の主な受注等実績（様式2）

(2) 参加届出書類は、令和7年2月21日（金）午後5時までに提出すること。ただし、休館日及び開館時間外は受け付けない。

(3) 提出先

〒028-5316

岩手県二戸郡一戸町岩館字御所野2 御所野縄文博物館内

一戸町教育委員会世界遺産課

電話：(0195) 32-2652 内線9551

E-mail: isan@town.ichinohe.iwate.jp

- (4) 期限までに提出しない者は、プロポーザルに参加できないものとする。
- (5) 参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加を取り消すものとする。

6. 企画提案書類の作成

参加者は、以下に定める書類（以下「企画提案書」という。）を作成すること。

- (1) 企画提案書は、仕様書に定める業務内容を踏まえ、履行期限を令和7年5月末までとして作成すること。提出書類は以下のとおりとする。
 - ① 企画提案書（A4判様式任意）
 - ② 見積書（A4判様式任意）・費用積算内訳書を添付すること。
 - ③ その他企画提案の説明に必要な書類
- (2) 企画提案書は、1社1案とし、特にPRしたいポイントや記載内容の理解・背景など、提案趣旨を明確に示すこと。
- (3) 提出書類について、別紙書式に示された条件に適合しない場合及び未提出又は不備がある場合は、企画提案書を無効とすることがある。

7. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限は、令和7年3月4日（火）午後5時までとする。郵送の場合は必着とする。期限内に企画提案書が到達しない場合は受理しない。
- (2) 提出部数は、5部とする。
- (3) 企画提案書は、郵送又は持参により提出すること。ただし、休館日及び開館時間外は受け付けない。
- (4) 提出先

〒028-5316

岩手県二戸郡一戸町岩館字御所野2 御所野縄文博物館内

一戸町教育委員会世界遺産課

電話：(0195) 32-2652 内線9551

E-mail: isan@town.ichinohe.iwate.jp

8. 企画提案書の取り扱い

- (1) 企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案書の著作権は、企画提案者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理の範囲内において、企画提案書の複製、記録等を行う。
- (3) 本業務の受託者が提出した企画提案書については、本プロポーザルにおける審査、評価及び選定結果についての説明責任を果たす趣旨から、一戸町情報公開条例(平成14年条例第18号)その他関係法令の規定により開示請求があった場合、企画提案者の同意を得て開示するものとする。

9. 質問受付方法

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式3）を提出すること。

- (1) 提出期限は、令和7年2月21日（金）午後5時までとする。
- (2) 質問書は、一戸町教育委員会世界遺産課あてに郵送又は電子メールにて提出すること。

郵送の場合は必着、電子メールの場合は受信確認日時とする。

E-mail: isan@town.ichinohe.iwate.jp

- (3) 質問のあった事項については、令和7年2月27日（木）午後5時までに、参加申出のあったすべての者に電子メールにて回答する。

10. 審査の実施

選定委員会において、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。

- (1) 実施日時は、令和7年3月7日(金)午前10時からとする。詳細日程は後日通知する。

注記：応募が5者以上の場合、本プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施し、4者以下によるプレゼンテーションを実施する。この場合のプレゼンテーションの日程は応募者個別に通知する。

- (2) 発表時間等は、30分とする。（20分間のプレゼンテーションのあと、選定委員の質疑とする。）
 (3) プレゼンテーションを行う者は、配置予定者（管理責任者を含む。）とする。
 (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができる。

11. 審査項目及び審査基準

選定委員会では、以下の審査項目及び審査基準に基づき審査を行う。

審査項目	審査基準	配点
企画内容	1 業務の趣旨を十分に理解し、目的の達成に繋がる内容となっているか。	20
	1 御所野遺跡の魅力向上に寄与する内容であり、イベント終了後も御所野縄文公園の利用促進につながる工夫がなされているか。	15
	1 若年層やファミリー層が御所野縄文公園に訪れるきっかけとなる工夫がなされているか。	10
	1 悪天候時も集客を見込める工夫がされているか。	10
	1 来訪者の安全が確保されているか。	10
広報	1 効果的な広報手段を取り入れているか。	15
運営体制	1 本業務を円滑に遂行する実施体制となっているか。	10
収支計画	1 経費の積算に妥当性があり、費用対効果を踏まえた内容となっているか。	10

12. 審査方法

- (1) 町職員で構成する選定委員会を設置し、各選定委員が各提案についてそれぞれ審査を行う。
 (2) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数にて競う「総合評価方式」により行う。

13. 契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い企画提案書を提出した企画提案者を契約予定者として選定する。ただし、最高得点企画提案者が複数ある場合は、価格の低い企画提案者とする。さらに同じ場合は、選定委員会の議決により選定する。また、町長は選定委員会の報告を受け、最終的に契約予定者を決定し通知する。

14. 審査結果

審査終了後速やかに文書にて通知する。審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑には一切応じない。

15. その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に関する費用は、すべて企画提案者の負担とす

る。

- (2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がないとき、又は辞退の申し出があったときは、プロポーザルに参加する資格を失う。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、又は著しく信義に反する行為があった場合は、提出された企画提案書等を無効にするとともに、虚偽の記載を行なった企画提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 提出期限以降、原則として企画提案書の記載内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した業務の実施体制は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には同等以上の能力を有する者であること。
- (5) 見積り金額が業務委託概算金額を超えている場合の企画提案は、無効とする。

15. 問い合わせ先

〒028-5316

岩手県二戸郡一戸町岩館字御所野2 御所野縄文博物館内

一戸町教育委員会世界遺産課

電話：(0195) 33-2652 内線9551

E-mail: isan@town.ichinohe.iwate.jp